参考

ボランティア活動に関わる保険の例（平成 28 年度時点）

○　社会福祉協議会のボランティア活動保険

【社会福祉法人 全国社会福祉協議会】

社会福祉協議会に登録した個人又は団体に所属する個人のボランティア活動での事故に対応

・保険期間　１年間（毎年度４．１～翌年３．３１）
・年間保険料（天災タイプ）　補償額に応じて４３０円又は６５０円
・保険金　死亡・後遺障害　１，２００万円又は１，８００万円

（注１）ボランティア活動保険は、「日本国内における『自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動』」を対象としています。
（注２）「授業の一環」としての活動、学校管理下にある教員ならびに生徒のボランティア活動は、本会のボランティア活動保険の対象外となります。

http://www.shakyo.or.jp/index.htm

○　スポーツ安全保険

【(公財)スポーツ安全協会】

加入手続きを行った４名以上のアマチュアの社会教育関係団体の構成員を補償対象

・保険期間　１年間（毎年度４．１～翌年３．３１）
・年間保険料　８００円
・保険金　死亡２，０００万円、後遺障害３，０００万円（最高）

（注１）正課や学校行事など学校教育活動は補償出来ません。
（注２）地震・噴火・津波などの事由による事故は補償出来ません。

http://www.sportsanzen.org/hoken/hoken1.html